開示制度消遙

- 会社情報開示基本法制定の要否緒論 -

井上弘樹

要 約

会社を取り巻く利害関係者は、株主、会社債権者、投資者、取引相手方、一般消費者、 従業員、地域住民など、様々なかたちで存在していることから、利害関係者に対する 情報開示の目的や提供すべき情報内容がそれぞれに異なり、わが国の法制度には会社 の情報開示制度という総合的な制度は存在していない。しかし、自己決定権の保障を 前提とした自己責任の徹底という図式を有効に機能させるためには、わが国における 会社情報開示制度の大枠と考え方について検討するための整理が必要である。

本稿では、金融庁(当時は大蔵省)「新しい金融の流れに関する懇談会」当時の状況を振り返り、平成10年当時のわが国の会社情報開示制度を逍遥することによって、会社情報開示基本法制定の必要性について考察する端緒とするものである。

1 緒論

平成10年の金融庁「新しい金融の流れに関する懇談会」では、日本経済再生に必要なものの1つとして、市場機能の維持・発揮に関して全ての取引参加者に適用される一般的な行為ルールの必要性が議論された。ここでは、金融取引が行われる場である「市場」の概念¹⁾をできるだけ広範に公共財として捉え、その機能の発揮を重視する立場を採っており、金融取引における公正・円滑な価格形成の実現のために必要となるルールには、取引参加者全体に適用

¹⁾ 市場とは、交換取引を促進するために、あるいは、交換取引を実行する費用を減少させるために存在する制度である。市場制度の枠組みを守るための前提としては、自らの行動を自らの意思で決定すること(自己決定権の保障)ができるような会社情報の開示が不可欠である。その理由は、会社情報の開示が促進されることになれば、自分自身で開示された情報を分析かつ判断する能力を有しなくとも、開示された情報について分析や判断ができる専門家などから助言を受けることによって自己決定権が保障されることになり、結果として自己責任の徹底を図ることができるようになるからである。

されるルール、ディスクロージャー²⁾、公正取引ルール、価格形成機能に関するルールが行為 ルールとして検討された。

この懇談会の検討を踏まえた金融庁の金融審議会による議論では、平成27年には金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループや決済業務等の高度化に関するワーキング・グループにおける報告がなされ、平成28年には法制面の対応として銀行法等の改正が行われた。両ワーキング・グループの報告以降も、より一層に進展しているFinTech³⁾の動きに対応して、同審議会の市場ワーキング・グループやディスクロージャーワーキング・グループなどにより、今後さらに制度面での対応について機動的に検討をしていく必要があるとしている⁴⁾。これまで「株式市場以外の市場ルール」に関係すると考えられる民事法務行政や経済産業行政、金融行政を所管する行政組織のコラボレーションの必要性について考察してきたが⁵⁾、懇談会以降約20年間の議論では、「株式市場以外の市場ルール」についてはほとんど検討されていない。

ところで、わが国における法令に基づく会社情報に関する開示制度には、商法・会社法をは じめとして、金融商品取引法、各種消費者法、情報公開の要請等に基づくものなど、さまざま なものがあるが、会社情報の開示が重視されるようになった背景としては、会社の資金調達方 法の変化 6 、会社活動および資金調達の国際化 7 、会社の社会的責任 8 という会社を取り巻く

²⁾ ディスクロージャー(会社情報の開示)は、第1に、株主、会社債権者、投資者、消費者、地域住民など、会社を取り巻く利害関係者(ステークホールダーズ)が行動するために必要な情報を提供する機能を有し、第2に、会社情報の開示は会社行動をチェックして会社行動を抑止する機能を有する。また、会社における統治や運営あるいは経営に対する健全性を確保するコーポレート・ガバナンスからも、会社行動の合理性や合法性を確保するためには広く社会からチェックを受けることが必要であり、会社情報の開示は重要な意義を持っている。

³⁾ FinTech とは、金融(Finance)と技術(Technology)を合わせた造語であり、さまざまな技術を使って既存の金融領域に新たな付加価値やビジネスモデルを生み出すものと定義されている。高度科学技術社会の新局面である FinTech の発展を支えた要因としては、①情報技術(Information Technology / IT)や情報通信技術(Information and Communication Technology / ICT)、クラウドコンピューティングなどによる多種多様で大量なデータの蓄積・処理・分析の容易化、②各種センサー、スキャニング技術、人工知能(Artificial Intelligence / AI)や機械学習、非構造化データ解析という技術の実用化、③スマートフォンの普及による IT 利用シーンの接近が挙げられる。このような技術は、既に、銀行・証券・カード会社などの情報を一括管理できる資産管理サービスのような形で、金融の担い手である銀行や証券会社、数多くのベンチャー企業によって活用されている。

⁴⁾ 金融庁ホームページ 金融審議会 http://www.fsa.go.jp/singi/singi kinyu/base.html 2017年9月11日。

⁵⁾ 拙稿「企業責任と商業登記」企業法学会編『企業責任と法 企業の社会的責任と法の役割・あり方』(文真堂、2015年) 208 頁。

⁶⁾ 会社の資金調達の方法についていえば、その方法が間接金融から直接金融へと変化してきたことが挙げられる。つまり、銀行取引などの間接金融が中心のときには貸し手である銀行に対して会社情報の開示を行えば融資(資金調達)を受けることができたが、直接金融が中心になると会社情報の開示を資金調達先である投資者(株主・社債権者)に対して行われなければ資金調達を受けることができなくなるので、会社としては情報を開示することによって投資者(株主・社債権者)に会社の健全性をアピールしなければならなくなる。

環境の変化が考えられる。しかも、高度情報化社会の到来は、経済活動のボーダレス化や電子商取引の発達など最近の社会経済情勢の複雑化・多様化ともあいまって経済構造の変革を生じさせる結果となり、経済活動が国際化して世界のマーケットが連動するようになると、市場制度は各国共通の重要問題となり、わが国に対しても従来の経済規制の在り方の見直しが求められたことから、正確な情報提供を確保する制度的保障が必要となる⁹⁾。会社を取り巻く利害関係者は、株主、会社債権者、投資者、取引相手方、一般消費者、従業員、地域住民など様々なかたちで存在しているが、利害関係者に対する情報開示の目的や提供すべき情報内容がそれぞれに異なることから、わが国の法制度には会社の情報開示制度という総合的な制度は存在していない。しかし、自己決定権の保障を前提とした自己責任の徹底という図式を有効に機能させるためには、わが国における会社情報開示制度の大枠と考え方について検討するための整理が必要である 10)。本稿では、金融庁「新しい金融の流れに関する懇談会」当時の状況を振り返り、平成10年当時のわが国の会社情報開示制度を逍遥することによって、会社情報開示基本法制定の必要性について考察する端緒としたい。なお本稿は、平成10年当時のわが国の会社情報開示制度を逍遥するものであることから、本稿において用いる法令については、特に断りがなければ平成10年当時の法令名を用いることを原則とし、本稿時点における現行法令を特

⁷⁾ 会社活動や資金調達が国際的になったことで異なる国の会社内容を比較するためにも開示制度が同質的なものであることが要請されており、わが国の会社情報に関する開示諸制度について国際的な水準に引き上げる必要性が生じたことも、会社情報の開示が重視されるようになった一因であると考えられる。

⁸⁾ 会社の社会的責任が重視されるようになったことも、会社情報の開示が重視されるようになった背景にある要因の1つである。不良債権や含み損は会社の信用や評価にも大きく影響することになるので、会社情報としての計算書類等の開示がより強く求められている。また、ゴミやエネルギー問題などの地球環境問題に対して、会社活動の開示が会社情報として求められていること、並びに会社不祥事の多発により会社活動に対する社会の関心が高まっていることなども、会社情報の開示が重視されるようになった背景にある要因として考えることができる。

⁹⁾ このことから、わが国の取引社会を国際的に魅力ある事業環境あるいは投資環境とすることが要請されており、わが国の取引社会についても高度情報化を進めることが不可欠とされている。会社情報に関する開示規制強化の中には、規制緩和や実質規制の自由化に対する反対給付のようなかたちで実施されたものもある。情報開示の有効性を疑問視する立場からは、現状でも自由競争にある市場においては会社情報が十分に開示されており、開示規制強化のコストとその効果を考え合わせると正当化されることはないと主張する。しかし、市場原理型への転換を図るための規制緩和論からは規制よりも市場機能が重視される結果、市場制度の枠組みを守るためのルール作りが今まで以上に重要となる。この意味で、情報開示の有効性を疑問視する立場が主張する理由は妥当とはいえない。

¹⁰⁾ わが国において一般的に知られている会社情報の開示制度としては、現行の会社法上の開示と現行の金融商品取引法上の開示を挙げることができる。現行の会社法上の開示は株主および会社債権者に対して会社情報を開示する制度で、主に会社財産の内容を開示するものである。これに対して、現行の金融商品取引法上の開示は投資者に対して企業内容を開示する制度で、主に会社事業の内容を開示するものである。このほかにも一般消費者に対して会社が提供する商品やサービスなどの契約内容を開示しなければならない場合など、各種消費者法や消費者の知る権利との関わりから問題となる開示もある。また、社会に対する会社情報の開示については、会社の社会的責任という立場から会社情報の開示が求められている。

定する場合には「現行の」と記載することとする。

2 平成 10 年当時の法令に基づく会社情報に関する開示制度

(1) 平成 10 年当時の商法の開示制度

株式会社は所有と経営が分離されているので、経営者は株主から提供された資本の運用状況を計算して所有者である株主に報告しなければならない義務を負っている。また、株主がその役割を果たすためにも情報が提供されていなければならない。株式会社は、個人商人、合名会社および合資会社などの人的会社とは異なり、出資を限度とする有限責任しか負わないから、会社債権者の担保となるものは会社財産しかなく、株式会社としては会社債権者に対しても会社財産の状況を明らかにしなければならない。このように、商法における開示制度は原則的に株主および会社債権者を対象としている¹¹⁾。商法と証券取引法との関係について、商法は現行の会社法と同様、株式会社の規模の大小を問わず、すべての株式会社を規制の対象にしており、発行予定株式総数、発行済株式総数、資本金など、形式的な会社内容の開示について規定している¹²⁾。

また商法は、取引の安全の要請から公示主義を重要な特色の1つとしている。そして、商業登記制度とともに株主や会社債権者による定款、議事録、株主名簿、計算書類など会社に備置されている各種重要書類の閲覧および謄写を承認する制度が規定されている。株主や会社債権者に対して会社財産の状況を明らかにする制度としては、計算書類(貸借対照表、損益計算

¹²⁾ 商法によれば、株式や社債を発行するときは定められた事項を記載した株式申込証または社債申込証を作成し、この申込証によって申込みをしなければならないが(商 280 / 6・301)、商法の規定は証券取引法における証券発行開示の手続きが適用されない小規模の発行にも適用されるところに意義があった。商法の規定にはこのような意義があるとはいえ、商法上の開示と証券取引法上の開示とを一元化すべきであるという議論もある。商法上の開示目的は主に株主総会において株主が議決権を行使するために役立つ情報を直接提供することにあるから、開示内容については量的に制限されることになる。これに対して、証券取引法の開示目的は投資者の投資判断に必要な詳しい情報を提供することにあるので、投資者保護の見地から有価証券報告書等の各種報告書を提出させて公衆の縦覧に供することにしている。

書、利益処分案、営業報告書)、附属明細書、監査報告書の閲覧および謄写の制度がある。また、株主は株主名簿、株主総会議事録の閲覧および謄写を請求することができる¹³⁾。そして商法上、会社に備え置くことが義務づけられている書類か否かによって、法定備置書類と非法定備置書類とに分類される¹⁴⁾。商法は株主や会社債権者に対する情報開示という観点から、定款¹⁵⁾、株主名簿・端株原簿・社債原簿、株主総会議事録、取締役会議事録、計算書類・附属明細書・監査報告書¹⁶⁾、会計の帳簿および書類、議決権代理行使を証する書面および議決権行使書面¹⁷⁾について、会社に備え置くべき閲覧および謄写請求の対象となる法定書類について定めていた。これに対し、会社に備え置くことが義務づけられていない非法定備置書類については商法上規定のないことを理由に閲覧等の請求を容認することはできないとする見解もあるが、取締役および監査役の退職慰労金規程¹⁸⁾、株式取扱規則、取締役会規則などについては、実務上閲覧請求されているものもある¹⁹⁾。古い判例ではあるが、会社と株主との契約による場合については会社の権利能力内の行為として肯定し、閲覧に供すべき帳簿書類は必ずしも商法所定のものに限定すべきではないとしている(大審院第3民事部判大正10・11・2民録27輯1861頁)。

¹³⁾ 大会社は商法特例法の規定により、株主が書面によって議決権の代理行使をすることができる。議 決権を適正に行使するためには情報が開示されている必要があるので、招集通知に一定の参考書類を 添付することになっている。大会社でないために書面投票制度がない会社でも、上場会社であれば委 任状勧誘の規制が証券取引法に規定されている。また、委任状を勧誘する場合は一定の参考資料を提 供することが義務付けられており、各議題について賛否を明記できる形の委任状用紙を使わなければ ならないとともに、勧誘者は株主に送る参考書類と委任状用紙の写しを地方財務局に提出しなければ ならない。

¹⁴⁾ 蓮井良憲「株主による会社備置書類の閲覧請求」『商法学における論争と省察(服部栄三先生古稀記 念論文集)』(商事法務研究会、1990年) 759 頁。

¹⁵⁾ 単位未満株主も、自益権行使のために書類としての定款の閲覧および謄写をなしうると解されていた (元木伸『改正商法逐条解説(改訂増補版)』(商事法務研究会、1983年)368頁。商法等の一部を改正する等の法律(平成13年法律第79号)により、単位株制度に代わるものとして創設された単元株制度においては、その単元未満株式を有する株主の権利内容につき、法に特段の制限が設けられている場合(商241 I 但書・256 / 3 II・257 II など)を除いて通常の株主としての権利を行使することができる。

¹⁶⁾ 計算書類、附属明細書、監査報告書は定時総会の会日の2週間前から会社の本店に原本を5年間分、支店に謄本を3年間分備え置くことを要し、閲覧等に供しなければならないが(商282 I II、商法特例法16·19)、商法特例法で規定する小会社では、定時総会の会日の1週間前から会社の本店に計算書類、附属明細書、監査報告書の原本を5年間分備え置き、閲覧に供すれば足りる(商282 I II、商法特例法23 IV)。

¹⁷⁾ 取締役は議決権代理行使のために会社に差し出された書面(委任状)および商法特例法上の大会社に設けられた書面投票制度に基づく議決権行使書面を株主総会終結の日より3か月間会社の本店に備え置かなければならないとともに、株主は営業時間内であれば何時でも閲覧等を請求することができる(商239 V VI、商法特例法21の3 VI、同附則26)。これによって株主による監督の実をあげ、会社において委任状および議決権行使書面の取扱いが適正になされることを期待するものである(稲葉威雄『改正会社法』(金融財政事情研究会、1982年)175頁)。

¹⁸⁾ 役員退職慰労金支給基準の閲覧期間については、門田稔永「役員退職慰労金支給基準の閲覧期間」 商事法務 974 号 (1983 年) 38 頁。

¹⁹⁾ 蓮井·前掲注 14) 762~763 頁。

(2) 平成 10 年当時の証券取引法の開示制度

①証券取引法の目的

会社情報の開示制度に関わる法律の1つである証券取引法の1条には、「この法律は、国民 経済の適切な運営および投資者の保護に資するため、有価証券の発行および売買その他の取引 を公正ならしめ、且つ、有価証券の流通を円滑ならしめることを目的とする。| と規定されて いた。したがって、証券取引法は「国民経済の適切な運営」と「投資者の保護」のために株式 や社債などの証券取引の公正とその円滑な流通を図ることを目的としているが、この目的を達 成するためには、①事実を知らされないことによって被る損害からの保護、②不公正な取引に よって被る損害からの保護の2つの側面から、「投資者の保護」が図られなくてはならない²⁰⁾。 このような証券取引法の目的を達成するためには、2 つの方法があるといわれる。1 つは証券 を個別に審査し、内容の良いものに限定して発行を許可するという規制主義であり、もう1つ は投資判断に必要な情報開示の在り方については規制するが、内容については投資者の判断に 委ねるという開示主義である。日本の証券取引法は、後者の開示主義の立場を採っている。ま た、証券市場には限りある金融資源を適正に配分するという機能も求められており、この市場 機能をうまく作動させることが「国民経済の適切な運営」につながることにもなるので、証券 の見込みを判断するための情報が投資者に対して十分に開示されていることが必要である。そ して、このような必要情報が開示されていれば、「投資者の保護 | も「国民経済の適切な運営 | も可能になる。証券取引法の開示規制21)については、①会社内容の開示制度としての証券発 行市場における発行開示および証券流通市場における継続開示、②株式大量保有の開示や株式 公開買付の開示など証券市場で取引を行う者自らの活動の開示、③第三者による情報操作防止 のためにする風説の流布等の禁止や株価操縦の禁止など第三者の行動に対する規制の3つに大 別することができる。

②証券発行市場における開示制度

証券発行市場における開示制度として有価証券届出制度が設けられているが、これは証券取引を公正化して投資者の保護を図るためである。このような目的を達成するためには、有価証券の募集または売出しの際に当該有価証券に関する事項だけでなく発行者の内容なども十分に

²⁰⁾ 河本一郎・大武泰南著『証券取引法読本・第4版補訂版』(有斐閣、2000年)4頁。

²¹⁾ 会社内部者による未開示情報を利用した証券売買で利益をあげる取引は不公平となるので、このような取引はインサイダー取引として禁止されているが、会社が開示規制に従っても重要情報のすべてが開示されるとは限らないので、インサイダー取引が禁止されることにより情報開示が促進されるという効果も期待されている。

開示させることが必要なことから、様式の法定された届出書を内閣総理大臣(金融庁長官)に提出すべきものとされている。さらに、この届出制度は効力を生ずる以前の取引を制限するとともに目論見書の作成使用義務を定め、これらに違反した場合の民事責任および刑事責任について規定を設けている。このようにして有価証券に投資する際には、投資者に対して必要な判断資料が十分に提供されるように、あるいは誇大広告や虚偽の宣伝などが行われないように配慮されている²²⁾。有価証券届出書は内閣府(金融庁)で審査を受けたうえで公衆縦覧という手続きがとられ、内閣府(金融庁)等および証券取引所または証券業協会で公開されることになる(証取法 25)。届出が受理されて 15 日後に届出の効力が発生するが、既に発行会社の情報が広く開示されている場合などは 15 日という期間が短縮される(証取法 8)。有価証券届出書を提出しない間は投資者に対する勧誘を行うことはできず、提出してから効力が発生するまでの間は勧誘することはできるが、実際に売出しをすることはできない。また、届出の効力が発生すれば、証券の売出しをすることはできるが、それまでに、あるいは同時に目論見書を交付しなければならない(証取法 15)²³⁾。

③証券流通市場における開示制度

既に発行されて市場で流通している証券を売買しようとする場合にも、会社内容の開示が不可欠である。証券取引法は流通市場における開示制度として、事業年度ごとの有価証券報告書²⁴⁾

- 22) 堀口亘『最新証券取引法・新訂第2版』(商事法務研究会、1995年)68頁。
- 23) 証券取引所に上場していない会社が有価証券の募集および売出しを行う場合には企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式の記載上の注意として、有価証券届出書と目論見書に事業の概要等に関する特別記載事項を記載しなければならないことになっている。非上場会社は上場会社に比べて会社情報が公開されにくいために、このような事項を記載させることによって投資の危険度に関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項について開示を要求するものである。事業の概要等に関する特別記載事項は、企業内容等の開示に関する大蔵省令第2号様式の記載上の注意(B)一般的事項に列挙されていた。また、その記載例についても、大蔵省から出されていた企業内容等の開示に関する取扱通達(平成4年7月20日蔵証第1002号、改正平成10年6月18日蔵証第1141号)のB個別通達のうち、I「事業の概況等に関する特別記載事項」の記載例に関する取扱通達に示されていた。その後、企業内容等開示ガイドライン(平成11年4月大蔵省金融企画局、平成13年1月6日金融庁総務企画局)のB個別ガイドラインに、「事業の概況等に関する特別記載事項」の記載例に関する取扱いガイドラインとして示されていた。
- 24) 有価証券報告書は、事業年度終了後3か月以内に内閣総理大臣(金融庁長官)等へ提出することになっている(証取法24 I)。有価証券報告書は第一部の企業情報と第二部の保証会社情報に分かれており、有価証券報告書の記載項目は有価証券届出書の場合とほぼ同じである。第一部の企業情報に記載する事項は、①会社の概況として、主要な経営指標等の推移、会社の沿革、資本金の推移、株式の総数、配当政策、株価と株式売買高の推移、株式や取締役または使用人への譲渡および利益による消却に係る自己株式の取得等、役員・従業員の各状況、②事業の概況として、会社の目的と事業の内容、経営上の重要な契約、研究開発活動、③営業の状況として、概況、生産能力、生産実績、受注状況と生産計画、販売実績、④設備の状況として、設備、設備の新設、重要な拡充、改修と、これらの計画、⑤経理の状況として、財務諸表、主な資産・負債と収支の内容、資金収支の状況、その他、⑥企業集

(証取法 24)、半年ごとの半期報告書²⁵⁾ や一定の事実が生じた場合の臨時報告書²⁶⁾ (証取法 24 の 5) および自己株券買付状況報告書²⁷⁾ (証取法 24 の 6) 等の提出を規定し、会社情報が提供されるようにしている。会社はこれらの報告書を内閣総理大臣(金融庁長官)に提出するとともに、上場および店頭登録会社の場合は証券取引所または証券業協会に写しを送付しなければならない。これらの報告書は内閣府(金融庁)等と発行会社で公開されるほか、公開会社の場合は証券取引所または証券業協会でも公衆縦覧として公開される。この制度が適用される会社は、①上場会社、②店頭登録会社、③発行開示の適用を受けた会社、④過去 5 年間に株主が500人以上いたことのある会社である(証取法 24 I ①ないし④)。

④証券取引所の適時開示政策

会社情報が未決定あるいは未確定であるという理由で放置されると、市場における公正な価格形成が阻害されるばかりではなく会社に対する信頼も失うことになる。証券取引所では証券取引法などの法令で会社情報の開示が要求されるもののほかに適時開示を進めるための制度として会社情報適時開示の手引きを作成し、適時情報開示(タイムリー・ディスクロージャー)

団等の状況として、企業集団等の概況、企業集団の状況、関連当事者との取引、⑦株式事務の概要、 ⑧参考情報である。そのうち、⑤経理の状況の財務諸表については監査証明の対象となっており、また、グループ企業全体の連結情報については、⑥企業集団等の状況で明らかにすることになっている。

- 25) 半期報告書は、新しい会社情報が提供されるように期間終了後3か月以内に内閣総理大臣(金融庁長官)等へ提出することになっている(証取法24の5I)。半期報告書は資本金の増減、株価および株式売買高の推移、役員の異動、大株主や親会社および子会社、従業員、事業および営業、設備、経理の各状況が記載され、記載内容は有価証券報告書に比較すると簡略化されている。有価証券報告書と半期報告書によって年2回の開示が行われているが、年2回の情報提供では会社情報として時機を得ていないとの指摘があり、四半期報告書の制度を導入すべきであるといわれていた。
- 26) 新しい会社情報を提供するためには有価証券報告書や半期報告書といった定期的な報告だけでは十分とはいえないので、一定の事実が発生したときは臨時報告書を遅滞なく提出しなければならない(証取法 24 の 5 N)。臨時報告書の提出を必要とする場合としては、①外国で 5 億円以上の株式等の募集および売出し、②株式等の 5 億円以上の私募、③親会社または特定子会社の異動、④主要株主の異動、⑤重要な災害の発生、⑥資産の 5 パーセント以上に相当する額の損害賠償請求訴訟の提起または訴訟の解決により資産の 1 パーセント以上に相当する額の支払い、⑦資産および売上高の 10 パーセント以上増加が見込まれる合併または提出会社が消滅会社となる合併に係る契約締結、⑧資産および売上高の 10 パーセント以上増減が見込まれる営業譲渡または営業譲受に係る契約締結、⑨代表取締役の異動、⑩債務者または債務保証先の手形不渡り等による資産の 1 パーセント以上に相当する額の取立不能または取立遅延のおそれの発生、⑪財政状態および経営成績に著しい影響を及ぼす事象の発生、⑫株式公開に関する一定の場合である。現在は子会社に重要事実が生じても親会社が臨時報告書を提出する必要はないが、連結ベースでの臨時報告書を導入することが検討されていた。
- 27) 自己株券買付状況報告書は平成6年の商法改正により自己株式取得の禁止が緩和されたことに伴い、自己株式の取得について株主総会決議があった後には実際の取得状況を適時に開示させることが必要であることから新設されたものである。なお、商法等の一部を改正する等の法律(平成13年法律第79号)により、自己株式の取得に関する決議ごとにそれぞれ3か月ごとに提出させていた自己株券買付状況報告書を各月ごとに提出することとされた(証取法24の6)。

を要請した²⁸⁾。この手引きでは開示の時期について、①開示前の会社情報が不当に利用されて不公正な売買取引が行われるおそれがあるときは速やかに開示する、②未決事項の情報によって株価に異常な動きがあるときは、その情報が誤ったものであれば否定し、その情報が不正確であればそれを明確にし、その情報が正確なものであれば、その進行状況を直ちに開示するものとしている。

証券取引所の規則では、一定の重要事実が発生したときは証券取引所に通告しなければならないとされている。通告の対象としては新製品または新技術の企業化、業務上の提携、商号や決算期の変更、行政処分、差止め等の仮処分の申立て等の項目である。通告の項目は臨時報告書の項目よりも広範囲にわたり、会社に対しては通告された会社情報を開示するように要請している。また、会社情報の真偽を確認するために会社に対して照会することがあり、会社には正確に回答する義務があるとされている。このように証券取引所では、上場管理担当者を設置して会社との連絡窓口として通告の受付や照会を行うとともに適時開示の要請や助言を行っており、会社に対しては証券取引所との連絡窓口になるように情報取扱責任者を設置することを要請している²⁹。

また、会社関係内部者は重要事実が開示されるまで株の売買をすることができないとされているが(証取法166、証取法施行令28・29)、どの時点で重要事実が開示されたといえるかについては証券取引法施行令30条が2つ以上の報道機関に発表して12時間を経過した時点であると規定している。ところが、実際には会社が重要な会社情報を開示しても必ず報道されるとは限らず、報道されたとしても開示した会社情報のすべての内容が伝えられるとも限らない。そこで、開示された会社情報をそのままの形で公衆縦覧に供する制度がファイリング制度である。会社が重要事実を公開したときは、公開報告書と資料を証券取引所に提出しなければならない。提出された公開報告書等は証券取引所の「有価証券報告書等閲覧室」で公開される。東京証券取引所では、これらの情報を電子メディアによって提供する適時開示情報伝達システム

²⁸⁾ 証券取引法では有価証券報告書、半期報告書や臨時報告書および自己株券買付状況報告書等の提出を求めて会社情報が開示されるようにしているが、これらの法的義務とは別に証券取引所や証券業協会においては適時開示(タイムリー・ディスクロージャー)政策がとられている。さらに、投資者の利便向上を図り株式市場の活性化に役立てることを目的として、エディネット(EDINET / Electronic Disclosure for Investers'NETwork)と呼ばれるシステムが2001年6月から稼働を開始した。なお、開示すべき事項は通告制度で通告を要求している項目と同じであるが、企業秘密など開示しないほうが会社の利益になることもあるので、常に早期開示を求めているというわけではない。

²⁹⁾ 下村昌作「立会時間中における会社情報の適時開示に関する要請」商事法務 1494 号(1998 年)26 頁。なお、通告および照会制度のほかに売買取引停止制度がある。これは、一定の重要事実に関する会社情報が不明確な場合や、その情報を周知させる必要がある場合に、証券取引所が有価証券の売買取引を停止できる制度である。

(T Dnet / Timely Disclosurenetwork) を構築した³⁰⁾。

さらに、決算情報は投資者にとって重要な投資判断の材料となるために法令で要求される時期よりも早い段階で公表することが求められており³¹⁾、このような上場会社および店頭登録会社の決算発表を決算短信制度という。上場会社の決算発表は、決算短信の書式を持参して証券取引所内の記者クラブで行われる。決算短信の書式や記載内容は証券取引所の規則で決まっており、本決算、中間決算、連結決算それぞれについて作成されていた。

⑤株式公開買付に関する開示

株式公開買付を行う手続きのなかで、公開買付開始の公告と公開買付に対する意見表明という手続きが重要な会社情報を開示することがある。公開買付の開始公告をする場合には、同時に公開買付届出書を内閣総理大臣(金融庁長官)に提出し、その写しを対象会社および証券取引所や証券業協会、並びに先に公開買付を開始した者があった場合にはその者にも送付しなければならない(証取法 27 の 3・27 の 22 の 2)。公開買付に対して申込みをしてきた株主には、公開買付説明書を交付する(証取法 27 の 9・27 の 22 の 2)。そして、公開買付期間が経過し

³⁰⁾ 下村昌作「適時開示情報伝達システム (TDnet) の構築」商事法務 1476 号 (1997 年) 22 頁。

³¹⁾ 東京証券取引所では、会計監査人から事実上の了承が得られた段階で速やかな決算発表を行うことを要請していた。店頭登録会社の決算発表は、証券会社を通じて決算短信を日本証券業協会に報告するとともに、報道機関を通じて公表することが要請されている。

³²⁾ 堀口・前掲注 22) 189 頁。なお、公開会社の支配権は株式市場を通じた株式の取得などによって掌握することができるが、株式を買い集めると株価は上昇するので、結果として株式の取得費用が高くなってしまう。また、5パーセントを超えると株式取得対象となる会社に知られてしまい、それ以後の買い集めが難しくなってしまう。株式公開買付には、発行会社以外の者による株式公開買付(証取法27の2)と発行会社による株式公開買付(証取法27の2)と発行会社による株式公開買付(証取法27の2)とがある。前者については株式公開買付制度の見直しが行われ、平成2年の改正により全面的に改められた。後者については平成6年に認められた制度であり、自己株式の取得禁止を緩和する平成6年の商法改正が自己株式を買い受けて消却することを認めたことによるものである。

たときは、その結果を公表して公開買付報告書を提出する(証取法 27 の 13・27 の 22 の 2)³³⁾。

⑥株式大量保有状況に関する開示

株式を買い集める目的は経営に参加する目的の場合や利得を目的とする場合など様々であるが、いずれにしても、ひそかに大量の公開株式を買い集めれば株価は上昇することになる。しかも、買い集めた株式を高値で売り抜けたり、会社に高値で引き取らせたりすることが行われると、株価の乱高下は避けられず、何も知らない一般の投資者は不測の損害を受けてしまう。このようなことを防止するために、株式の大量保有の状況に関する開示制度が平成2年に新設された。上場会社や店頭登録会社の株式の5パーセントを超えて保有する者(大量保有者)は大量保有者となった日から5日以内に大量保有報告書を内閣総理大臣(金融庁長官)に提出し(証取法27の23 I)、その写しを上場株式の場合は証券取引所、店頭登録株式の場合は証券業協会に対して送付するとともに、上場株式、店頭登録株式を発行した発行会社に対しても送付しなければならない(証取法27の27)。大量保有報告書には、保有目的や資金の出所も記載する必要がある。ただし、会社の事業を支配することを目的としない投資者(いわゆる機関投資家)については特例があり、5日以内という要件が緩和されている。

また、大量保有者となった後に保有割合に 1 パーセント以上の増減があれば、変更に係る事項について変更報告書を提出しなければならない(証取法 27 の 25 I)。変更報告書は会社に高値で引き取らせたりすることを防止するためのもので、大量保有者が短期間に大量の株式を譲渡した場合には譲渡の相手方および対価に関する事項について記載しなければならない(証取法 27 の 25 II)。変更報告書は株式を取得してから 60 日以内に発行済株式総数の 5 パーセントを超えて、かつ保有株式の過半数を譲渡した場合に提出する(証取法施行令 14 の 8)。なお、保有割合を計算する場合は株式だけでなく、新株引受権、転換社債などの潜在的な株式も含まれるが、議決権のない株式は除外されている。

(3) 平成 10 年当時の消費者法制による開示制度

ケネディ大統領は1962年の「消費者の利益保護に関する特別教書」の中で、守られるべき

³³⁾ 公開買付の対象となった会社は、それに対して意見表明を行う。この意見表明は公開買付の成否に大きく影響するばかりでなく、投資に関する重要な会社情報にもなる。公開買付対象会社の意見は非常に重要であるためにアメリカでは意見表明が義務づけられているが、日本ではその義務はない。ただし、虚偽の意見表明をして不正に利得を得たり、中途半端な意見表明をして株主に誤解を与えたりするおそれを防ぐために、意見表明をしたときは意見表明報告書を内閣総理大臣(金融庁長官)に提出するとともに、公開買付者、証券取引所または証券業協会に写しを送付しなければならない(証取法27の10)。この意見表明報告書は意見の内容だけではなく、その意見が取締役会の決定に基づくものであることなど意見の根拠についても記載することになっている。

消費者の権利として、①安全が守られる権利、②知らされる権利、③選択する権利、④意見が反映される権利の4つを挙げて消費者の基本的な権利を説いた³⁴⁾。一般に、消費者の知る権利と情報開示との関係の基本は商品に関するすべての情報を受ける権利であるといわれているが³⁵⁾、消費者に対する情報開示という観点からは情報開示さえすればよいというわけではなく、消費者にとっては情報開示よりも商品の安全性の方が重要なことといえる。そうとはいえ、消費者の知る権利との関係でいえば、やはり情報開示は重要である。その理由として、消費者が商品やサービスを購入する判断をするためには正確でわかりやすい情報が提供されていなければならないからである。情報開示の内容は商品やサービスの形態に応じて異なるものではあるが、旅行会社を選ぶときの判断についても情報開示が必要といわれるようになった³⁶⁾。

昭和 43 年に制定された消費者保護基本法は、国、地方公共団体、事業者の責務や消費者の保護に関して消費者が商品やサービスの選択を誤ることがないように品質などの内容に関する表示制度を整備し、虚偽あるいは誇大な表示を規制するなど必要な施策を講ずることを規定している。この消費者保護基本法は一般的な方針や責務などを規定するプログラム規定であるといわれているが、この法律を受けて食品衛生法や家庭用品品質表示法、訪問販売法など個別の法律によって商品の種類や契約形態に対応した具体的な消費者保護が規定されている。また、独占禁止法、景品表示法、不正競争防止法によって不当な表示が禁止されているが、商品の種類によっては食品衛生法、薬事法、家庭用品品質表示法などの法律により表示義務が課されているものもある 370。また、従来の取引と比較して消費者取引が飛躍的に拡大したことにより、取引の実態が変化してきたと指摘されている。この指摘は、民法が想定していたような対等の取引関係ではなく、取引当事者間に様々な意味での非対称性のある取引が拡大したことを意味するものである 380。

³⁴⁾ 国際消費者機構は、これに健全な環境の権利など、さらに 4 つの権利を加えている。なお、消費者庁ホームページ コラム 消費者の権利 http://www.caa.go.jp/adjustments/houkoku/honbun_jo_1_column.html 2017 年 9 月 11 日。

³⁵⁾ 三輪芳朗「規制緩和時代の消費者と情報」月刊国民生活(国民生活センター 1996 年)。

^{36) 1998}年9月16日読売新聞・生活面「家庭とくらし」。

³⁷⁾ 藤倉皓一郎「消費者の保護」竹内昭夫・龍田節編『現代企業法講座(第1巻)』(東京大学出版会、1984年)317頁。

³⁸⁾ このような取引の対処方法には大きく分けて2つあると考えられている。1つは武器を対等にして当事者の合理的な交渉を促進することであり、もう1つは契約の内容に法が直接介入することである。前者は取引当事者間の非対称性がしばしば情報に関して存在することから、一方当事者から他方当事者に対する情報提供義務を認めるかたちで対処されることが多く、この対処法は契約自由の原則や意思自治の原則との抵触が少ないために比較的抵抗がないといわれている。これに対して、後者は契約自由の原則や意思自治の原則との抵触のおそれから抵抗が強いとされている(内田貴「取引総論」ジュリスト1126号(1998年)109頁。)。なお当時の情報提供義務に関するものとして、松本恒雄「詐欺・錯誤と契約締結における情報提供義務」法学教室177号(1995年)55頁、下森定「保証・物上保証契約の締結と銀行の情報提供義務(上)(下)」みんけん488号(1997年)12頁、489号(1998年)13頁。

会社情報としての契約内容の開示との関連では、民法が予定している契約は契約内容が当事者によって合意されるので、当事者双方は成立前に契約内容について知ることができた。しかし、現代社会では、消費者と取引をする場合において会社はあらかじめ契約条件を定めた契約書を用意しておくことから、消費者がその内容を知らなくても通常は普通契約約款という用意された契約条件で取引が成立する。例えば、銀行預金、保険契約、クレジットカードへの加入、列車・バスなどへの搭乗、ホテルでの宿泊など、消費者が行う日常的な取引のほとんどはこのような附合契約と呼ばれる契約となっている³⁹⁾。消費者取引については訪問販売法、割賦販売法、貸金業規制法、宅地建物取引業法などの法律で規制しているが、今後、新しい販売手法やサービスが出現し、従来の個別の法律では対応できないおそれがあるので、消費者取引を包括的に規制する法律(消費者契約適正化法)の検討が行われていた⁴⁰⁾。

(4) 平成 10 年当時における他の制度と関連する会社情報の開示制度

①情報公開法と会社情報

昭和51年のロッキード事件の発覚を契機に情報公開の機運が高まり、昭和54年の大平内閣では情報公開の必要性を認めた。その後、何度か情報公開法案が提出され、平成6年の村山政権では行政改革の一環として情報公開法制定がうたわれた。そして、平成8年11月に行政改革委員会によってまとめられた情報公開法要綱案をもとに、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律案(いわゆる情報公開法案)」が提出され、平成11年5月7日に、同法案は平成11年法律第42号として可決成立し、5月14日に公布され、平成13年4月1日から施行されている410。

情報公開法や条例に従って情報公開をする場合に、国や自治体が持っている会社の情報をどこまで公開すべきであるかが問題となっている。会社の情報をすべて公開してしまうと、その

³⁹⁾ 附合契約の場合に消費者が前もって契約内容を知ることは稀であり、あらかじめ消費者に契約書を 読んでもらうことも実際的でない場合が多いので、契約条件のすべてを開示するのではなく、特に重 要な事項を開示して消費者に契約内容を理解してもらうことが必要である。

⁴⁰⁾ 藤岡文七「消費者行政の展開と課題」ジュリスト 1139 号 (1998年) 13 頁。なお、消費者契約について包括的な民事ルールを定めた消費者契約法は 2001 年 4 月 1 日から施行された。

⁴¹⁾ 自治体レベルでは昭和57年3月に、山形県金山町において全国初の公文書公開条例が制定された。 都道府県レベルでは同年10月に、神奈川県で初めて公文書公開条例が制定された。現在では、多くの 地方自治体で情報公開条例や要綱が制定されている。世界各国の情報公開法に強い影響を与えたもの は、アメリカが1966年に制定した情報公開法(FOIA / Freedom of Information Act - 情報自由法)である。その後、1970年にデンマーク、78年にフランス、オランダ、82年にはカナダで情報公開法が制定された。アメリカの情報公開法は、誰でも公開請求することができる。わが国の情報公開法は誰でも公開請求することができることになっているが、地方自治体では誰でも請求できるとしているものと住民に限定しているものとに分かれている(平松毅「情報公開」ジュリスト1000号(1992年)49頁、松井茂記「情報公開制度」ジュリスト1133号(1998年)136頁。)。

会社の競争上の地位などが害されてしまう可能性があるので、一定の情報については非公開とすることが必要であるとされている。会社に関する情報を企業秘密として保護すべきかどうかは、必ずしも明確に判断することができない。企業秘密保護の観点からは行政機関が独自に判断するのではなく対象となった会社の意見を聞くことが望ましいことから、情報公開法では本来的には企業秘密に該当するが、人の生命・身体・健康への危害や財産・生活に対する侵害から保護するために開示をする場合には、あらかじめ会社に通知して会社が意見を述べる機会を与えなければならないとしている⁴²⁾。

②裁判上の開示と会社情報

平成10年1月1日から施行された新しい民事訴訟法は文書提出命令を決定できる場合について拡大するとともに、当事者照会制度を新設した。また、平成13年4月1日から施行された情報公開法との整合性に配慮しながら、公務秘密文書や刑事事件関係書類等の公務文書を対象に文書提出命令制度の拡充について検討を進めてきた結果、文書提出命令制度の拡充を図った「民事訴訟法の一部を改正する法律」(平成13年法律第96号)が平成13年6月27日に成立した⁴³⁾。

民事裁判では訴訟の相手方または第三者が持っている文書が証拠として重要な意味を持つことから、旧民事訴訟法においても他人が所有する文書を証拠として使用する必要がある場合には、裁判所に請求し、文書提出を命令してもらうことができた。しかし、その対象となる文書は、①当事者が訴訟において引用した文書を自ら所持するとき(民訴 220 ①、旧民訴 312 ①)、②挙証者が文書の所持者に対しその引渡しまたは閲覧を求めることができるとき(民訴 220 ②、旧民訴 312 ②)、③文書が挙証者の利益のために作成され、または挙証者と文書所持者との法律関係について作成されたとき(民訴 220 ③、旧民訴 312 ③)の各場合に限定されていた。①の当事者が訴訟において引用した文書と②の挙証者が文書の所持者に対しその引渡しまたは閲覧を求めることができる文書について提出命令の対象となることは当然であるが、③の挙証者の利益のために作成され、または挙証者と文書所持者との法律関係について作成された文書

⁴²⁾ 行政機関が企業秘密ではないと判断した場合であっても、会社の意見を聞くことができるとしている。条例レベルでも意見聴取や事前通知を定めたり、規定がなくても運用基準として意見聴取の手続きを設けている自治体は多いといわれている(秋山幹男「法人等の情報」ジュリスト1107号(1997年)45頁)。

⁴³⁾ 会社が持っている情報を裁判の証拠として提出しなければならない場合に、アメリカでは証拠開示制度 (discovery) によって反対当事者や第三者が持っている証拠 (情報)を広く集めることができる。しかし、日本における従来の裁判では当事者それぞれが独自に証拠収集活動を行うことを原則としていたため、相手方が持っている証拠 (情報)を求めることができる場合は限られていた。このような状態を放置することは公平ではなく、できるだけ多くの証拠 (情報)を利用した方が民事訴訟制度の目的にも合致すると考えられるので、両当事者の証拠 (情報)に対する対等利用を図るべきであるという指摘がなされてきた。

に関しては、従来の民事訴訟法においても拡張解釈して文書提出義務を拡大してきたが、明文の規定があることから裁判所の解釈にも限界があり、問題とされてきた。改正された民事訴訟法では、上記の文書のほか一定の除外事由に該当しない限り、一般的な文書提出義務を課す規定を追加して提出命令の対象を拡大した。除外文書とされるものは、①弁護士と依頼者の間の通信、医師のカルテなど職務上の秘密の文書、②自己使用文書、内部文書、日記帳や担当者のメモ、③会社のノウハウが含まれる書類、顧客名簿など営業秘密に関する文書等である(民訴220④イロハ・196・197 I②)44。

文書提出義務の除外事由該当性は、実際に内容を確認しないと判断することができない場合が多い。しかし、相手方に見られては提出義務を免除した意味がないので、まず裁判所に当該書類を提示して裁判所が内容を確認したうえで提出命令の適否を判断することができるイン・カメラ審理手続が新設された(民訴 223 III) ⁴⁵⁾。また、民事訴訟法 220 条 4 号口は証言拒絶権に準じて、民事訴訟法 197 条 1 項 3 号(技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合)に規定する事項で、かつ、黙秘義務が免除されていないものが記載されている文書については提出義務を免れると規定した ⁴⁶⁾。

民事訴訟法 163条は、「当事者は、訴訟の係属中、相手方に対し、主張または立証を準備するために必要な事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができる。」と規定している。これは任意規定であるが、裁判官の心証を考えると可能な限り誠実に回答することが求められているものと考えられる。同条各号には照会ができないものとして、①具体的または個別的でない照会、②相手方を侮辱し、または困惑させる照会、③既にした照会と重複する照会、④意見を求める照会、⑤相手方が回答するために不相当な費用

⁴⁴⁾ 当事者が文書提出命令に従わなかった場合または文書提出を防ぐために会社が文書を破棄した場合には、裁判所は文書の内容について相手方の主張を真実と認めることができる(民訴 224)。さらに、現実の訴訟においては制裁規定を適用するだけではなく、文書提出命令に従わないことにより裁判官の心証を害することも考えられ、実質的に不利な結果を招く可能性がある。また、第三者が提出命令に従わないときは20万円以下の過料に処せられる(民訴 225)。

⁴⁵⁾ 会社で作成される様々な文書については提出命令の対象となる文書の判断が容易ではなく、内部文書該当性の判断基準も明白ではない。会社内部の議事録、報告書、稟議書であっても、監査役の調査権限の対象になるような文書などは自己利用文書に該当しないとする見解もある。なお、銀行における貸出稟議書が民事訴訟法 220条3号後段の法律関係文書に当たらず、同条4号ハの自己利用文書に該当するとして文書提出命令が認められなかった事例がある(最二小決平成11・11・12民集53巻8号1787頁)。

⁴⁶⁾ 旧民事訴訟法の証言拒絶権(旧民訴 281 I ③) の解釈では、技術または職業の秘密には証人自身の技術または職業の秘密と他人に対する技術または職業の秘密との2つの場合が含まれると解されていたので、この解釈に従えば民事訴訟法 220 条 4 号口の技術または職業の秘密に関する事項についても同様に文書提出義務がないと解されることになる。裁判上の開示と営業秘密との関係は旧民事訴訟法の証言拒絶権でも秘密が公になることによる不利益と裁判の公正が証言拒絶によって妨げられる不利益とを比較衡量して決定するとされてきたので、不正競争防止法の定義に準じて単なる秘密性(非公知性)だけではなく有用性や秘密管理性の判断も必要となるのではないかと考えられる。

または時間を必要とする照会、⑥法で証言を拒絶することができる事項と同様の事項についての照会が規定されている 470。

3 平成 10 年当時の社会に対する会社情報の開示制度

(1) 会社の社会的責任

会社の社会的責任 ⁴⁸⁾ の「責任の内容」については、公益を侵害しない責任と社会や公共の利益を積極的に推進する責任とに分類する立場が有力であるが ⁴⁹⁾、社会的責任には法的な規制を求める意味での社会的責任と企業の営利優先主義に反省を求める意味での社会的責任とに分類する立場もある ⁵⁰⁾。また、「責任の性質」については、法的責任であるとする考え方とそれ以外のまさに社会的責任であるとする考え方があり、「会社の社会的責任」の概念の位置付けについては、目的概念としてとらえる立場と手段概念としてとらえる立場がある ⁵¹⁾。

また社会的な支出や社会に対する考慮について、アメリカでは、会社による慈善のための寄付およびその他の社会に対する支出の許容性について、会社がその資産から合理的金額を慈善などの目的のために献金することが判例および制定法上認められている。また、どのような範囲であれば会社の乗っ取りに対する防衛策を適法に行うことができるかという議論が契機となって、株主の長期的利益を著しく損なわない範囲であれば株主以外の他の集団の利益を考慮することができるという議論へと発展していった。このような議論の高まりを受けてアメリカ各州の会社法では、会社にとって何が最善の利益であるかを経営者が判断する際に、株主の利益に加えて従業員、供給者、顧客、地域住民への影響を考慮することができる旨を明文で規定するものが増えている(例として、Pennsylvania Business Corporations Code § 1715 など。)。日本では、社会的な支出の問題は会社の権利能力の問題と考えられている。会社の権利能力は目

⁴⁷⁾ 当事者照会制度は、訴訟当事者が直接相手方に照会して文書による回答を求めることができるとするものである。この制度はアメリカの開示制度における質問書(interrogatory)を参考にして新設されたものであるが、アメリカとは異なり、わが国の当事者照会制度には照会に回答しなかった場合の制裁について規定がない。しかし、当事者照会制度の導入にあたって参考とされたアメリカでは相手方に圧力をかけるために多くの質問事項を照会するという弊害もあり、その濫用が指摘されている。

⁴⁸⁾ 会社の社会的責任の概念については、①「社会」とは何を指すのか、社会一般をいうのか、具体的に会社に関係する諸集団をいうのか、②「責任」はどのような内容のものをいうのか、その責任はどのような性質のものであるのか、③「会社の社会的責任」の概念をどのように位置づけるのかについて議論がなされている。

⁴⁹⁾ 竹内昭夫「企業の社会的責任」北沢正啓・浜田道代編『商法の争点 I』(有斐閣、1993年) 21 頁。

⁵⁰⁾ 龍田節「企業の社会的責任」商事法務 1320 号 (1993 年) 4 頁。

⁵¹⁾ このように、概念の多義性あるいは弾力性のゆえに法的概念とはなりえないという見解もあり、会社の社会的責任についてのコンセンサスは成立していないものの、わが国では何らかの意味において会社の社会的責任を認める考え方が大勢を占めている。

的により制限されるが、寄付のうち政治献金は社会的実在としての会社に期待され、目的の遂行に必要な行為として目的の範囲内であるとしている(最大判昭和 $45\cdot 6\cdot 24$ 民集 24 巻 6 号 625 頁) $^{52)}$ 。社会に対する考慮についても、会社の利益を考える際に株主以外の者の利益を考慮に入れることができる場合がある $^{53)}$ 。

会社の社会への参加については、欧米では、会社は株主だけのものではなく従業員その他の利害関係者のものでもあるという考え方から、会社の意思決定に株主および会社代表者以外の者の関与を認める例がある。典型的なケースは、取締役の人事権を有する監査役会への従業員代表の参加を認めるドイツの共同決定制である 540。会社の社会貢献論も、会社は法によって権利能力や行為能力を付与された存在であるから、法と最低限の倫理や道徳を守るだけではなく地域社会の構成員として積極的に社会に貢献すべきであるという考え方がある。その根拠として、①会社自身が引き起こしている多くの社会的問題に対しては会社自身が問題解決のために積極的に行動し、問題解決に取り組んでいる人々を支援すべきであること、②会社は社会の構成員として応分の役割を果たすべきであることなどが挙げられている 550。

またマーケティングには、レイザー(W. Lazer)に代表される社会責任(社会志向)のマーケティングという考え方がある。これは、これまでのマネジリアル・マーケティングに欠けていた社会的責任や社会倫理といった社会的視点を導入するものである 560。

- 52) このように考えると、それ以外の寄付やその他の支出を伴う無償行為についても同様の理由で目的の範囲内と判断される可能性がある。しかし、その金額が合理的範囲を超えるような場合には取締役の忠実義務(商254/3)違反が問題となると考えられる。なお、合理的範囲については、会社の規模、経営実績、社会的および経済的地位、寄付の相手方など諸般の事情を考慮して判断されることになると思われる。
- 53) 例えば、株主が反社会的な利益追求の目的のために当該会社の株式を買い占める場合に、その会社が受ける重大な損害を回避するために必要な対抗策として行う自己株式の取得(商 210)は、相当なものとして許容される余地が全くないとはいえないとした三井鉱山事件の第一審判決がある(東京地民 8 部判昭和 61・5・29 判時 1194 号 33 頁、なお上告審は最一小判平成 5・9・9 民集 47 巻 7 号 4814 頁)。また、敵対的企業買収が生じているもとで株式の買占めに対する企業防衛策として第三者割当増資が行われ、その有効性が争われた忠実屋・いなげや、宮入バルブ両事件などの事例(東京地民 8 部決平成 1・7・25 判時 1317 号 28 頁、東京地民 8 部決平成 1・9・5 判時 1323 号 48 頁)があり、同様のことが問題となっている。なお、従業員利益の配慮を目的とする従業員持株制度を前提とした規定が平成 6 年改正によって新たに設けられた(商 210 / 2)一方で、会社使用人の先取特権については古くから認められている(商 295)。
- 54) 労働者代表監査役あるいはその他の監査役会構成員(公益の代表者)については、その選任について定める共同決定法その他の法律が、その資格についても定めを置く(高橋英治『ドイツ会社法概説』172頁)。日本でも、平成5年改正により大会社に社外監査役の制度が導入された(商法特例法18 I)。
- 55) 会社利益を社会的貢献として出費することは妥当ではなく会社の所有者である株主に利益を配当すべきであるという理由から、会社の積極的社会貢献論に対しては反対論がある。そして、会社に要請されるものは法を遵守して営利追求に邁進することであり、社会的貢献をするのであれば配当を受けた株主が行えばよいと主張する。また、会社、特に大会社は社会に大きな影響力を持っているので社会的貢献によってその影響力が増大することは濫用の危険性も増大することにつながりかねず、会社の社会貢献論に対しては慎重に考えるべきであるという見解もある。ほかにも、社会に対して何を貢献すればよいかについて、会社は十分な判断能力を有していないという主張もなされている。
- 56) 製品(商品)における安全性の問題は企業が果たすべき最も基本的な社会的責任であり、社会責任のマーケティング以前に企業として当然のことではあるが、企業にとって製品(商品)における安全性の問題を訴訟などの実務面から考えてみると責任を負うべき範囲は非常に重要な問題となってくる。

イギリスにおいては社会に貢献できる法人制度の創設が望まれていたが、2004年会社(監査、検査およびコミュニティ企業)法(Companies (Audit, Investigations and Community Enterprise) Act 2004)により設けられた、社会的企業の一形態である新しいタイプの会社(Community Interest Company (CIC))がある。これは、株式会社等の形態でありながら、地域の社会的課題の解決に向けたものである。従来の伝統的なチャリティでは不可能であった事業について、営利会社と同様に行うことができるが、資産と利益は必ず地域の利益に還元されることが要求されている。

(2) 会社の環境情報の開示

社会に対する開示として重要なものの1つに、環境問題に関する情報開示がある 57 。1992年6月にブラジルのリオデジャネイロで地球サミットといわれる環境と開発に関する国連会議が開催され、今後の世界環境保全の在り方を示した 27 原則から成る環境と開発に関するリオ宣言が採択された。このリオ宣言の第 10 原則では、「各個人は公共機関が有している環境関連情報を適切に入手し、意思決定過程に参加する機会を有しなくてはならない。国は情報を広く行き渡らせることにより、国民の啓発と参加を促進し、かつ奨励しなくてはならない。」ことがうたわれており、環境問題に関する情報開示の必要性を示している。またリオ宣言と同時に、具体的な行動計画であるアジェンダ 21 が採択された。わが国では平成 58 0。年にアジェンダ 21 1行動計画を決定するとともに、多くの地方自治体がローカル・アジェンダ 21 21を策定している 58 0。

^{57) 1972} 年、ローマクラブが「成長の限界」の中で人口増加と経済成長がこのまま続けば地球環境に破滅的事態が起こると報告して以来、地球環境問題は世界における最重要問題の1つとなった。企業としても環境問題への対応が重要な経営課題となったが、企業における環境問題への対応の仕方の1つに環境管理や環境監査がある。環境管理とは個別企業における環境保全および環境改善のための行動計画の策定と実行の管理のことであり、環境監査とは環境対策に関する企業情報の公開と外部者による監査のことである。国際標準化機構(ISO)は、1996年に環境管理システムと環境監査に関する国際規格として環境管理システム規格 ISO14001 を発効させた。わが国でも、通商産業省(現・経済産業省)が ISO14000 シリーズに準拠し、日本工業規格(JIS)の一部として環境 JIS の作成を進めている。 ISO14000 の規格自体に強制力はないが、品質管理および品質保証に関する ISO9000 と同様に規格の認証書取得が政府調達の条件になり、これを取得しないと国際ビジネスで不利になることも予想されるので、わが国の企業も対応を急いでいる。環境対応の問題については、マーケティングの視点からコスト(価格)との兼ね合いが大きな課題となっている。

⁵⁸⁾ この行動計画の中で、国は会社等の企業に対して、①株主、債権者、従業員、政府当局、消費者、公衆に対して透明性のある報告によって環境に関する情報を提供する、②持続可能な発展に向けた会計原則を検討して実施することを働きかけるべきであることを示して、環境問題に関する情報開示の必要性を説いている。環境情報開示のメリットは、①環境問題に対する取組みの成果を示すことにより、従業員のモティベーションをはじめとして事業活動を担っている人々の意識の高揚につながる、②株主や一般市民の関心に自発的に応えることで会社のイメージアップにつながるとともに、その会社の発言に対して社会的信頼性が増大する、③情報公開によって投資市場への進出が容易になることのメリットがあるといわれている。

また環境報告書は株主、消費者、従業員、金融機関、取引先、地域住民など、会社を取り巻く利害関係者を想定して会社の事業活動と環境への関わりを開示した書面である。環境報告書は営業報告書、有価証券報告書および年次報告書等とは別に作成され、公開されている。環境報告書は統一された定義や基準があるわけではないので、盛り込まれる項目や内容も会社によって異なっている。会社の環境保全活動についても環境マネジメントシステムを中心に展開されるようになってきたので、環境報告書でも環境マネジメントシステムに関する情報を開示することが重要となっている。

(3) 会社の情報開示政策

会社は法で要求されるもの以外に開示すべき情報の参考になるものの1つとして、日本経済団体連合会(以下、経団連)のガイドラインである「経団連企業行動憲章(Keidanren Corporate Behavior Charter)」がある 590。この憲章は、1991 年に企業不祥事の根本原因が「従来の企業側の常識や商慣行が時代の変化に合わなくなったり、国際的なルールと乖離していたことにある。」との視点から企業行動を見直すための指針として制定されたもので、その後 1996年に改定された。このなかで、企業行動の在り方については消費者・ユーザー、株主、地域住民、従業員、取引先などの各ステークホルダーとの関係を含めて見直しが求められているとともに、企業は企業行動憲章の趣旨を体現し、自ら変化に果敢に対応することによって、こうし

⁵⁹⁾ この憲章による企業行動見直しの視点として、第1に、戦後の高度経済成長を支えてきた経済社会シ ステムが行き詰まり、今後の発展の制約要因ともなっていることから、その根本的な改革のための行 動が求められている。第2に、世界のボーダーレス化の進展に伴い、企業のグローバリゼーションが新 たな次元に入っており、企業行動を世界的視野から見直す必要がある。第3に、高度情報通信ネット ワーク社会の進展により新しいタイプの企業倫理の問題が生じており、企業のマネージメントに従来 と異なった手法が求められている。第4に、自然保護、地球環境保全、社会貢献を積極的に経営の中に 組み込む時代になっている。第5に、製造物責任法の制定や株主代表訴訟制度に関わる商法の改正など により、企業の自己責任の強化や透明性の一層の向上が要請されている、第6に、規制緩和の進展に伴 い、企業は行政依存から脱却し、これまで公的部門が担うとされてきた役割についても自己責任にお いて積極的に事業活動の中に取り入れていくことが必要であることを挙げている。企業行動憲章が掲 げる10原則として、①社会的に有用な財、サービスを安全性に十分配慮して開発、提供する。②公正、 透明、自由な競争を行う。また、政治、行政との健全かつ正常な関係を保つ。③株主はもとより、広 く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示する。④環境問題への取組 みは企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、自主的、積極的に行動する。⑤「良き企業 市民」として積極的に社会貢献活動を行う。⑥従業員のゆとりと豊かさを実現し、安全で働きやすい 環境を確保するとともに、従業員の人格、個性を尊重する。⑦市民社会の秩序や安全に脅威を与える 反社会的勢力および団体とは断固として対決する。⑧海外においては、その文化や慣習を尊重し、現 地の発展に貢献する経営を行う。⑨経営トップは本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識 し、率先垂範のうえ関係者への周知徹底と社内体制の整備を行うとともに倫理観の涵養に努める。⑩ 本憲章に反するような事態が発生したときには経営トップ自らが問題解決にあたり、原因究明、再発 防止に努める。また、社会への迅速かつ的確な情報公開を行うとともに、権限と責任を明確にしたう えで自らを含めて厳正な処分を行うことを挙げている(1991年9月21日付日経新聞、1998年11月4 日付 http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/kcbc/indexj.html など経団連のオフィシャルサイト参照)。

た社会変革の主役としての役割を果たさなければならないとしている。企業行動憲章の内容は、企業に対しては公正な競争を通じて利潤を追求するという経済的主体であると同時に広く社会にとって有用な存在であることが求められているとして、企業行動憲章が掲げる10原則に基づき、国の内外を問わず、全ての法律、国際ルールおよびその精神を遵守するとともに社会的良識をもって行動することを要求している。

また、規制緩和小委員会の報告も、会社の開示政策に影響を与えるものであった⁶⁰⁾。ここでは、規制の緩和および撤廃と市場における内外無差別で公正有効な競争条件が整備されれば、新規ビジネスへの参入や新サービス開拓による競争が促進され、生産の効率化、価格低下、内外価格差の縮小、消費者の選択肢の拡大といった国民にとっての利便性が向上するとともに、これに伴った市場や雇用の拡大を期待することができるとしている。これらの実現には市場原理の導入と民間の自己責任原則の確立が急務であるとして、自己責任の原則の確立のためには国民が自ら判断できる正確かつ適切な情報が流通し、いつでも公平に情報を入手できる環境の整備が必須であるとして情報開示制度の充実が求められている。その他にも、規制による既得権とその弊害、経済的規制と社会的規制、国際調和などについて検討している⁶¹⁾。

4 総括

会社情報の開示の仕方としては、株主のみに対する開示(計算書類等の株主への送付など)、

- 60) 政府の行政改革委員会・規制緩和小委員会が1995年12月7日にまとめた報告「光り輝く国をめざして-平成7年度規制緩和推進計画の見直しについて-」の要旨は、次の通りである。規制緩和小委員会の基本認識は「新しい国づくり」であるとして、これまでの「日本人、仲間、画一、お上依存、大きな政府、横並び、もたれ合い、統制、単一価値観の閉鎖的な和や秩序」を中心とする考え方や仕組みから、「国際的に開かれた、世界から魅力あると思われる、小さな政府、個性的、自立、自由、多様な価値観が共存できる」方向に転換させる点にあるとしていた。さらに、新しい国づくりという視点から規制の緩和および撤廃について検討対象となっている規制を幅広くとらえるとともに、従来規制として明確に意識されていない事項にも思い切って踏み込み、国民的な議論を提起して今後継続的に検討を加えることとしていた。
- 61) 行政改革委員会は、行政改革の実施状況を監視するため、1994年12月に設置された政府の第三者機関である。委員長以下5人で構成され、①規制緩和、②特殊法人見直しなど行政改革、③行政情報公開の実施状況を監視し、調査・審議結果をもとに、首相に改善意見を具申する。必要に応じて勧告する権限をもつ。規制緩和小委員会は1995年3月に政府が決定した規制緩和推進計画の実施状況を監視し、改定に際して意見を述べるため行政改革委員会の下部組織として同年4月に設置された。小委員長、委員、参与ら16人が専門的な調査・検討を行い、同年10月までに「規制緩和に関する論点公開」と題して46の重点検討項目をまとめた。その後、国民各層から幅広い意見を聞くため、全国各地で1日行政改革委員会や中央省庁や関係団体との公開討論会などを開催している。1999年4月に、規制改革委員会と改称された。なお、規制緩和小委員会が1995年12月7日にまとめた報告「光り輝く国をめざして-平成7年度規制緩和推進計画の見直しについて-」の要旨は、1995年12月8日付読売新聞を参照した。

株主及び会社債権者の利用のみを予定する開示(計算書類等の会社本店での縦覧など)、株主、会社債権者、株式を取得しようとする投資者、会社と取引しようとする者及び地域住民等すべての者が利用することのできる開示(貸借対照表等の公告、登記事項の商業登記所における公開など)がある⁶²⁾。

開示目的を達成する手段は利用の容易性と開示の負担 (コスト・ベネフィット) に関連して、それぞれ長所と短所を有している。まず、会社からの書類の送付という開示は利用の容易な開示を提供するものであるが、個別的な開示のために会社に対して大きな負担を課すことになり、開示情報には量的な限界がある。次に、会社における書類の縦覧という開示は会社に対して大きな負担を生じさせないが、開示情報へのアクセスが容易ではないことが多く、有効に機能しないことがある。また、公告という開示は会社に対して大きな負担を課さず、開示情報へのアクセスも比較的容易であるといえるが、事後検索に難点があるので利用しにくい。

会社を取り巻く利害関係者である株主、会社債権者、投資者、取引相手方、一般消費者、従業員、地域住民などに対する情報開示の目的や提供すべき情報内容はそれぞれに異なるものの、開示制度全体の流れはできるだけ会社情報を開示かつ提供しようという方向にある。また、経済団体や会社自身も積極的に会社情報を開示かつ提供しようという姿勢であるといえ、社会(国民)ニーズも会社情報の開示や提供を求めている。そして、民間信用調査会社の会社情報に対して需要がある理由は、このような社会(国民)ニーズの流れを読みとり、会社を取り巻く利害関係者に対して、それぞれに異なる情報開示の目的や提供すべき情報内容についての隙間を埋める情報を提供しているからであると考えられる。

これまでみたように平成10年当時のわが国の会社情報開示制度の逍遥から、会社を取り巻く利害関係者に対する情報について開示目的や提供内容を基準に各種の情報を分類すると、取引や投資をするかどうかの判断材料としての情報と組織及び存在情報としての基礎情報に分類することができる。前者には、証券取引法による開示情報をはじめとして企業経営広報活動(IR活動)を含めた会社自身による開示情報、民間信用調査会社による情報、それに商業登記の情報などほとんど全ての情報が該当するが、後者については唯一無二、商業登記情報のみが該当する。また、情報を開示する者が本人か第三者かという情報の開示主体を基準に分類すると、本人によるもの(直接開示)としてはインターネットのホーム・ページなどを用いた会社自身による会社情報の開示などがあり、第三者機関によるもの(間接開示)としては商業登記所をはじめ、証券取引所、民間調査会社などによる会社情報の開示がある。

⁶²⁾ これらは、比較法的にみて考えられうるほとんどすべての開示方法である(神崎克郎「商法上の会社開示制度」神戸法学雑誌第30巻第1号40頁)。

わが国の個人金融資産の内訳は、現預金が50%を超える一方で株式・投信は10%台といわれ、アメリカの現預金10%台、株式・投信50%程度となっていることと比較すると、現預金や元本確保型の金融商品が好まれ、株式や投信信託などの運用は進んでいない。わが国の資産運用の変化を予測することは難しいが、「貯蓄から投資へ」の流れ、すなわち債権から株式への流れが加速するのであれば、現在に至るまでの状況や外国の制度事情を踏まえ、会社情報開示基本法制定の必要性について、さらに検討していきたい。

Summary

Review of Disclosure Rules and Operations - For the purpose of fundamental law establishment as " the Basic Act " for information disclosure of the companies -

The interested parties of the companies have stockholders, creditors, investors, business transaction counterparties, general consumers, employees, the inhabitants of the community, the companies must disclose the information that these interested parties need. In addition, the companies must provide the information that these interested parties need, and the information that these interested parties need is different in each. For their being different, the general system that it is called the information disclosure system of the companies does not exist in Japanese legal systems. However, the information disclosure system of the companies must effectively functionalize the mechanism called the self-responsibility based on the self-decision right, to that end, I consider that it is necessary to assemble in one the information disclosure system of the companies becoming separate.

By the way, the round-table conference of Financial Services Agency (the then Ministry of Finance) of which the Japanese name is "atarasii Kinyuu no nagare ni kansuru Kondankai (The Round-Table Conference about a new finance)" was held at the time of 1998. I look back on the then situation of the information disclosure system in this papar, look around them from several standpoints. And I perform it for clues thinking about the need of the fundamental law establishment as "the Basic Act" for information disclosure of the companies.